

報告第1号

繰越明許費予算の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、平成29年度山陽小野田市一般会計繰越明許費予算を繰り越したので、同条第2項の規定により次のとおり報告する。

平成30年6月12日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

平成29年度山陽小野田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
2	総務費	7 大学費	山口東京理科大学薬学部校舎建設事業	2,477,322,000	2,417,405,219			1,809,800,000		607,605,219
7	商工費	1 商工費	商工センター改修事業	10,256,000	10,256,000					10,256,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	防災・安全交付金事業	67,333,000	66,959,080	89,000	国 36,333,000	26,600,000		3,937,080
10	教育費	6 保健体育費	学校給食共同調理場建設事業	645,836,000	645,836,000		国 56,410,000	522,700,000		66,726,000
合計				3,200,747,000	3,140,456,299	89,000	92,743,000	2,359,100,000		688,524,299